

# 環境関連法規制等の動き 2014年7月(2014.5.20～2014.6.23)

## 1. 法令情報

### 1-1-1. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

＜経済産業省令第31号＞(2件共2014.6.4公布、2014.9.1施行)

### 1-1-2. バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示

＜経済産業省告示第128号＞

民生用の液化石油ガスを保管するバルク貯槽は、1997年制定の「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」で、製造後20年以内に告示検査が規程されており、今後検査の増加が見込まれています。告示検査を、適正かつ効率的に実施するための改正が行われ、併せて告示検査の結果の記録・保存や本体・付属機器への表示方法が定められました。

液化石油ガス販売事業者に適用されます。高圧ガス保安法の適用を受けない、暖房・食堂・浴場のみの用途で、自社敷地内に築20年以上のバルク貯槽がある事業者は、告示検査を確認ください。

＜参考＞電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595114028&Mode=0>

### 1-2-1. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に

排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令

＜環境省令第19号＞(5件共2014.5.30公布、2014.6.1施行)

### 1-2-2. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第1各号ニの規定に基づく物質の

有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数の一部を改正する件 ＜環境省告示第71号＞

### 1-2-3. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出

しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件 ＜環境省告示第72号＞

### 1-2-4. 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件

＜環境省告示第73号＞

### 1-2-5. 環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定する油性混合物

＜環境省告示第74号＞

-1・3は、埋立場所等に排出する金属等を含む廃棄物の、次の判定基準・検定方法の改訂です。

①水底土砂に係る1・1ジオキサンの判定基準を0.5mg/Lに制定

②同1・1-ジクロロエチレンの判定基準を0.2mg/Lから1mg/Lに改正

③水底土砂の検定方法の規程と、改正JIS K0102-2008(工場排水試験方法)等の採用

-2・4・5は、日本が批准しているマルポール条約の付属書改訂に伴い、先月の法規情報4「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の関連改正で、排出規制対象液体物質の見直し(アルカン・脂肪酸メチルエステル・エチルアルコール等追加)・係数等が改訂されます。

該当物質を海洋に処分・流出可能性のある事業者に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18192>

### 1-3. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の全部を変更した件

＜環境省告示第75号＞(2014.6.6公表)

ストックホルム条約では高濃度PCBは2028年度までに処理と定められていますが、現状では2037年度まで必要と予測されています。この処理期間を、日本環境安全事業(JESCO)事業所の相互活用や環境大臣による無害化認定制度等を活用し、2025年度までに短縮する題記基本計画が公表されました。

国の基本計画です。PCBを使用・保管する事業者は参考にしてください。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18258>

#### 1-4. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

＜法律第 51 号＞(2014. 6. 4 公布、2015. 4. 1 施行)

今回の改正は、国から地方公共団体と、都道府県から指定都市への事務・権限の委譲です。本法律では63法令（下記リンク先参照）について改正されました。環境関連では、工業用水法の井戸の許可、土壤汚染対策法の調査機関の指定・監督について、事務・権限が委譲されました。

官公庁に適用されます。上記の届出・申請を行う事業者は、提出先が変更になる場合があります。

＜参考＞内閣府ホームページ <http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

#### 1-5. 建設業法等の一部を改正する法律 ＜法律第 55 号＞(2014. 6. 4 公布、公布後 1 年以内に施行)

本法律改正には、浄化槽法と建設リサイクル法の改正も含まれています。環境関連の改正内容は、従来不要であった浄化槽工事業と解体工事業の登録にも、暴力団排除条項が追加されました。

浄化槽工事業・解体工事業事業者に適用されます。浄化槽工事発注時には有効な浄化槽工事業登録証、若しくは建設業の許可証を確認ください。

＜参考＞国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13\\_hh\\_000248.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000248.html)

#### 1-6. 1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書によって

修正された同条約を改正する 1997 年の議定書の附属書 VI の改正に関する件

＜外務省告示第 200 号＞(2014. 6. 17 公布、2013. 1. 1 効力発効)

我国が加盟する国際海事機構のマルポール条約付属書VIは、船舶からの大気汚染防止のための規則です。今回、既存船適用範囲や規制対象海域が定められました。本条約の国内法である「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」は既に改正され、2013. 1. 1から施行済みですが、国外加盟国でも適用を受けるようになります。

海上輸送に関する事業者に適用されます。

＜参考＞官報 <https://kanpou.npb.go.jp/20140617/20140617g00135/20140617g001350000f.html>

＜参考＞国土交通省ホームページ [\(PDF 形式\) はこちらからダウンロードしてご覧ください](#)

#### 1-7. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律 ＜法律第 73 号＞(2014. 6. 18 公布、2004 年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の日本国効力発効日施行)

施工日欄に記載の2014. 2. 1現在38カ国が批准する題記条約は、船舶の安定のために取り入れる海水等のバラスト水に含まれる生物が、本来の生息地ではない外国で排出され、生態系破壊等の環境・人への被害低減を目的にした国際条約で、本件はその国内法への反映です。船舶に有害バラスト水の処理設備の設置、業務管理者の選任、取扱手引書の作成・備置き、記録簿の備付け等が追加され、適合設備には「有害水適合バラスト処理設備証明書」、定期検査での適合船舶所有者には「海洋汚染等防止証書」が交付され、海外寄港国検査では、本国際条約の適合証明となります。

400トン以上の日本船舶の所有者、日本国の排他的経済水域を航行する事業者等に適用されます。

＜参考＞外務省ホームページ [http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/trt/page22\\_000988.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/trt/page22_000988.html)

＜参考＞国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji07\\_hh\\_000037.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji07_hh_000037.html)

#### 1-8. 電気事業法等の一部を改正する法律 ＜法律第 72 号＞(2014. 6. 18 公布、公布後 2 年 6 月以内に施行)

電力システム改革方針で示された、①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、の 3 段階中の第 2 段階目の改正です。現在一般事業者しか認められていない地域独占の小売電気事業への参入が自由化され、その届出・要件等や、法体系を発電・送配電・小売へ移行する等の関連変更が行われます。

発電・送配電・小売電気事業者や新規参入する事業者等に適用されます。

＜参考＞経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2013/02/20140228002/20140228002.html>

## 2. 一般情報

### 2-1. エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の一部を改正する告示

＜経済産業省告示第 117 号＞(2014. 5. 27 告示、2014. 6. 6 施行)

液晶・プラズマディスプレイテレビの星の数で省エネ性能を示す多段階評価基準が強化されました。具体的には、★★★★★は省エネ基準達成率 164→246%以上、★★★★は 143～164→198～246%等に達成率が引き上げられました。

小売事業者に適用されます。また、機器購入の参考に活用ください。

### 2-2. 電気事業法施行規則第 52 条の 2 第 1 号口の要件、第 1 号ハ及び第 2 号口の機械器具並びに第 1 号ニ及び第 2 号ハの算定方法等並びに第 53 条第 2 項第 5 号の頻度に関する

告示の一部を改正する件 ＜経済産業省告示第 125 号＞(2014. 5. 30 告示、同日施行)

題記告示は、自家用電気工作物の保安管理業務の委託について定められています。今回、キュービクル式受電設備、PF・SF 型主切断方式等の小規模設備についての区分が追加され、受託に必要な経験年数が従来より 1 年短縮される規制緩和が実施されます。

自家用電気工作物の保安管理業務を外部委託する事業者に適用されます。

＜参考＞電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595114045&Mode=0>

### 2-3. 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物処分業の許可を

要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令

＜環境省令第 16 号＞(2014. 5. 29 公布、同日施行、限時法 2021. 3. 31 失効)

国による福島県内の特定廃棄物（東北地方太平洋沖地震に伴う放射性廃棄物）の処理にあたって、特定廃棄物とあわせて廃棄物処理法上の一般・産業廃棄物の収集運搬・処分を行う事業者は、廃棄物処理業の許可不要となる特例が定められました。

上記の廃棄物を収集運搬・処分する国と、国から委託を受けた事業者等に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18198>

### 2-4. 電気関係報告規則及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令

＜経済産業省令第 29 号＞(2014. 5. 29 公布、同日施行)

電気関係報告規則 4 条の公害防止等に関する届出項目に、騒音/振動規制法で指定された地域の発電所等の新設・変更に加え、廃止時の届出が追加されました。電気事業法施行規則 65 条の、事業用電気工作物の設置又は変更工事計画の、振動の事前届出必要項目から「直近に届け出た数の 2 倍以内に増加する場合を除く」が追加されえました。

電気事業者と事業用電気工作物設置事業者に適用されます。

＜参考＞官報 [http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2014/05/260526-1-1.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/05/260526-1-1.pdf)

### 2-5. 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による

2011年度温室効果ガス排出量の集計結果の公表について (2014. 5. 23環境省)

報告を行った事業者数は、特定事業所排出者が 11, 086 事業者、特定輸送排出者が 1, 381 事業者、温室効果ガス排出量の合計値は 6 億 3, 749 万 t-CO<sub>2</sub> でした。内、輸送用機械器具製造業は 868 事業者で温室効果ガス排出量は 1671 万 t-CO<sub>2</sub> で、鉄鋼業を除くと上位から第 5 位の業種でした。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18185>

## 2-6. 2012 年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について

(2014. 5. 26 環境省)

題記法では市町村は容器の分別収集をするときは、分別収集計画を定めると規程されています。対象 10 品目の内、紙製容器包装以外は分別収集を行う市町村は人口カバー比 85%を超えています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18064>

## 2-7. 2013 年度アスベスト大気濃度調査結果について (2014. 5. 30 環境省)

全国54地点、172箇所測定した結果は、一部の解体現場内の測定結果を除き、建物周辺及び一般環境において石綿以外の繊維を含む総繊維について特に高い濃度は見られませんでした。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18177>

## 2-8. 「環境報告書の記載事項等の手引き（第3版）」及び

「環境報告書に係る信頼性向上の手引き（第2版）」の公表について

題記手引きが、より分かりやすく改定されました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18201>

## 2-9. 「地域における再生可能エネルギー事業の事業性評価等に関する手引き（事業者向け）

～太陽光発電事業編～について (2014. 6. 5 環境省)

題記の事業に取り組もうとしている事業者向けに、安定的な資金調達に当たって参考となる情報が整理され、公表されました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18156>

## 2-10. 「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」の公開について (2014. 5. 27 環境省)

環境省は、風力発電等について、技術情報や影響評価事例を含む題記データベースを公開しました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18062>

## 2-11. 環境産業の市場規模や事業活動等に関する報告書の公表について (2014. 6. 6 環境省)

2012 年の環境産業の、市場規模は約 86 兆円（前年比+5%）、雇用規模は約 243 万人（同+3%）と、過去十年間、概ね増加しており、市場規模及び雇用規模共に過去最大となりました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18251>

## 2-12. 環境測定分析統一精度管理調査に関する 2013 年度調査結果の取りまとめについて

(2014. 6. 6 環境省)

大防法、水濁法等の環境測定分析は、公定法で規定されていますが、測定分析に携わる技術者の技能・経験・考え方が、データの精度に大きな影響を及ぼします。本調査は、近年では500前後の環境測定分析機関が参加する我が国でも最大規模の調査で、調査結果については毎年度「調査結果説明会」等を開催し、分析機関に技術的な問題点等をフィードバックしています。信頼性向上のための国内外の他の外部精度管理調査にはない、優れた調査です。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18235>

## 2-13. 2013 年度土壌汚染調査技術管理者試験について (2014. 6. 2 環境省)

2012年施行改正土壌汚染対策法では、指定調査機関に対し、技術管理者の設置が義務付けられました。この土壌汚染調査技術管理者の今年度の受験申請は2014. 8. 18まで、試験は2014. 11. 16に実施されます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18256>

### 3. 意見募集情報

#### 3-1. 「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（報告案）」に対する意見の募集について (2014. 5. 30環境省)

中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会による、カドミウムの排水基準を0.1 mg/Lから0.03mg/Lへ強化する題記報告案について、環境省では6.30まで意見を募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18206>

#### 3-2. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律に係る関係省令改正案等に対する意見の募集について (2014. 5. 30環境省)

2013. 6. 12に公布され2015. 4. 1に施行予定の、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う、関連施行規則等の改正（漏洩量報告対象、定期点検対象等）について、環境省では2014. 6. 28まで意見を募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18164>

### 4. 公募情報

#### 4-1. 2014年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小トラック運送事業者における低炭素化推進事業）の公募について (2014. 5. 27 環境省)

中小トラック事業者が、2005年3月以前に新車新規登録した事業用トラックを廃車し、先進環境対応型ディーゼルトラック導入を補助する題記事業について、一般財団法人環境優良車普及機構では、2015. 1. 16（予算額を超過すると終了）まで募集をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18223>

#### 4-2. 2014年度特殊自動車における低炭素化促進事業の1次公募及び2次公募について (2014. 5. 27環境省)

ハイブリッドオフロード車等（フォークリフト、ブルドーザー等）を新規導入を支援する題記事業について、環境省では2014. 8. 8まで募集をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18179>

#### 4-3. 2014年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業）に係る受診事業所の募集（2次募集）について (2014. 6. 2環境省)

環境省では、工場や事業場等におけるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための二酸化炭素削減ポテンシャル診断事業を支援するため、題記補助案件を6.27まで募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18250>

#### 4-4. 2014年度「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業」の公募について (2014. 6. 9環境省)

題記の、廃棄物高効率熱回収、廃棄物燃料製造、熱輸送システム等の、廃棄物分野の温暖化対策推進事業に対する補助が実施されます。環境省では、候補案件を7.11まで募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/recycle/info/ondanka/kobo.html>

#### 4-5. 2014年度低炭素型3技術・システム実証事業の公募について (2014. 4. 21環境省)

題記の、①製品の2R（リデュース、リユース）の促進、②自動車又は自動車部品に含有されるレアメタル等有用金属、ガラス、プラスチックの事前選別、高度選別等によるリサイクルの促進、③鉄スクラップ等を自動車部品等の製品に活用するアップグレード・水平リサイクル、④プラスチック製容器包装等の高度選別・再商品化の促進等の、3Rの進展とCO2排出削減事業に対する補助が実施されます。環境省では、候補案件を6. 30まで募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18246>

#### 4-6. 2014年度環境技術実証事業 ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム）における実証対象技術の募集について (2014. 6. 12環境省)

環境技術実証事業とは、既に適用可能な段階にありながら、効果等の客観的評価が行われていない先進的環境技術を、第三者が客観的に実証して、普及を促進させる事業です。環境省では、題記補助案件について10. 31まで募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18213>

#### 4-7. 「環境情報開示基盤整備に向けたサプライチェーン温室効果ガス排出量算定支援」参加企業の募集について (2014. 5. 27 環境省)

題記のサプライチェーン温室効果ガス排出量（いわゆるスコープ3排出量）を未算定の企業に対して、無償で専門家による算定支援を実施する事業の参加企業を、環境省では6. 30まで募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18200>

以上